

栃木市 市民活動補償制度



栃木市市民活動補償制度は、栃木市民の皆さんが安心して市民活動を行うことができるよう、公益性のある市民活動中の事故を補償する制度です。

なお、この制度は、市民の方の事前の申し込みや加入金（掛け金）の払込みはありません。



対象となる活動

栃木市民により自主的に構成された市民団体やその指導者等が行う地域社会（住民）活動、青少年健全育成活動、社会福祉・社会奉仕活動、社会教育活動等で、本来の職場を離れて行う継続的、計画的又は臨時的な公益性のある活動であり、基本的に無報酬（実費弁償程度は可）であるものが対象となります。

対象となる活動の具体例

①地域社会（住民）活動

防犯活動、防火・防災活動、交通安全活動、自治会活動（清掃活動、資源ごみ回収、町内会まつり、自治会運動会）等

②社会福祉・社会奉仕活動

社会福祉施設支援活動、在宅老人・障がい者等のホームヘルプ、手話通訳等

③青少年健全育成活動

子ども会活動、非行防止パトロール、スポーツ指導等

④社会教育活動

レクリエーション活動、文化・芸術活動等

対象となる方

損害賠償責任事故の場合

栃木市内に活動の拠点を置き、市民活動を行っている市民団体または活動の指導者等

傷害事故の場合

栃木市を中心に市民活動を行っている方

（*ただし、参加者は、上記③、④の活動における事故は適用になりません）

疾病事故の場合

栃木市を中心に市民活動を行っている方

（活動の指導者・運営スタッフ・活動従事者）

※イベントや行事における来場者・受講者・観覧者は対象となりません。

補償の種類と内容

損害賠償責任事故

市民団体等又は指導者等が、参加者やその他の第三者の身体・財物・預かり品等に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合

区 分	摘 要	補償限度額
身体賠償	1人につき	最高 1億円
	1事故につき	最高 3億円
財物補償	1事故につき	300万円限度
保管物補償	1事故につき	300万円限度

※いずれも1事故につき5,000円未満の小損害については適用されません。

傷 害 事 故

指導者の市民活動中又は参加者の地域社会活動・社会福祉活動中に発生した事故により、下記の状態に該当する場合（ただし、参加者が青少年健全育成活動又は社会教育活動に参加中の事故は対象となりません。）

区 分	摘 要	補償金額
通院補償	負傷の日から180日目に当たる日までの間で90日を限度	日額 2,000円
入院補償	負傷の日から180日を限度	日額 3,000円
手術補償	入院補償が支給される場合で、そのけがの治療のため手術を受ける場合	入院補償日額×手術の種類に応じた倍率を乗じた額
後遺障害補償	障害の程度に応じ一時金として支給	最高 500万円 （※300万円）
死亡補償	当該指導者及び参加者の法定相続人に対し支給	500万円 （※300万円）

※熱中症等(熱射病・日射病及び細菌性又はウイルス性の食中毒)による場合

疾 病 事 故

指導者の市民活動中又は参加者の地域社会活動・社会福祉活動中に発症した急性心疾患若しくは急性脳疾患等で30日以内に死亡した場合

区 分	摘 要	補償金額
死亡弔慰金	当該者の法定相続人に対し支給	50万円

対象とならない活動

- 政治、宗教及び営利を目的とする活動
- 学校管理下や海外での活動
- 危険度が高い活動
山岳登山、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、
けんかまつり等

適用除外(おもな場合)

損害賠償責任事故

- ① 指導者等の故意
- ② 戦争、変乱、暴動、労働争議、政治的又は社会的騒じょう
- ③ 地震、噴火、洪水、津波、高潮又はその他の自然変象
- ④ 指導者等の同居の親族に対して負担する賠償責任
- ⑤ 指導者等が占有し、使用し、若しくは管理する車両又は施設外における動物に起因して負担する賠償責任
- ⑥ 施設の建設、改築、改造、修理等の工事に起因して負担する賠償責任 等

傷害事故・疾病事故

- ① 被補償者の故意
- ② 戦争、変乱、暴動
- ③ 地震、噴火、洪水、津波又はその他の自然変象
- ④ 被補償者の疾患（※熱中症等、急性心疾患、急性脳疾患を除く）及び心神喪失
- ⑤ 被補償者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為
- ⑥ 医学的他覚所見のないむちうち症又は腰痛
- ⑦ 被補償者の無資格運転又は酒酔い運転
- ⑧ 被補償者の急性アルコール中毒、麻薬や薬物中毒その他公序良俗に反する行為 等

事故が起きてしまったとき

① 事故の報告

事故が起きた場合は、速やかに本庁 地域づくり推進課
市民協働推進係【TEL**0282-21-2332**】までご連絡ください。

② 市民活動事故報告書の提出

事故報告に必要な書類を作成して、本庁地域づくり推進課
へ提出してください。（この補償制度が適用になるかどうか
を確認します。）

③ 補償金請求書の提出

補償金請求に必要な書類を添付して、本庁地域づくり推進課
へ提出してください。

* 事故報告書や補償金請求時の添付書類等は、事故の内容によって異
なりますので、その都度ご案内いたします。

* 事故の状況により、補償金等の支払い事案に該当しない場合もあり
ます。 詳細については、市HPの栃木市市民活動補償制度Q&Aを
参考にしてください。

**市民の皆さんが、事故に遭うことなく安全に市民活動を続けてくだ
さることが、地域とその活動を必要とする方々を支えることにつな
がります。事故を未然に防ぐためにも、無理のない計画のもと安全に配
慮した活動をお願いします。**

《問い合わせ先》

〒328-8686 栃木市万町9-25

栃木市総合政策部 地域づくり推進課 市民協働推進係

TEL 0282-21-2332